

2014年11月20日 全15頁

大口信用供与等規制の細則の見直し②

【銀行法施行令・銀行法施行規則等改正】「信用供与等」の範囲と額

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2014年10月17日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」（銀行法施行令・銀行法施行規則等改正）を公表した（同年同月22日に公布）。
- 銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2013年6月12日に成立（同年同月19日に公布）した銀行法等の一部改正に伴う、いわゆる「大口信用供与等規制」の細則の見直しである。
- そこで、計3回に分けて、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正の内容を紹介する。第2回となる本稿のテーマは、「信用供与等」の範囲と額である。
- 銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、公募社債の追加など、大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の範囲を拡大している。
- ただし、経過措置として、コールローン、清算機関に対する信用供与等（「貸出金」及び「出資」を除く）のうち当該清算機関が行う清算業務に係るもの、そして商工債については、当分の間、大口信用供与等規制の適用対象から除外されている。
- 銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2014年12月1日から施行される。
- ただし、経過措置として、信用供与等の限度額を超えている銀行等は、2015年2月28日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、その信用供与等につき、適用を1年先送りすることができる。

[目次]

| | |
|----------------------------|----|
| ■ 1. はじめに | 2 |
| ■ 2. 信用供与等の範囲 | 3 |
| ■ 3. 信用供与等の額 | 10 |
| ■ 4. 施行スケジュール | 14 |

1. はじめに

2014年10月17日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」（以下、「銀行法施行令・銀行法施行規則等改正」）を公表した¹（同年同月22日に公布）²。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2013年6月12日に成立（同年同月19日に公布）した銀行法等の一部改正（以下、「2013年銀行法等改正」）³に伴う、いわゆる「大口信用供与等規制」の細則の見直しである。

我が国の大口信用供与等規制では、銀行その他の預金取扱金融機関及び銀行持株会社（以下、「銀行等」）⁴に対して、特定の企業・グループ（以下、「同一人」）に対する貸出等の信用供与等が銀行等の自己資本の一定割合を超えることを禁止している。

2013年1月に公表された金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（以下、「WG」）による報告書、「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」（以下、「WG報告」）⁵では、この大口信用供与等規制の見直しが提案された。

見直しを要する理由として、WG報告は、「我が国の大口信用供与等規制は、デリバティブの発達など金融技術の普及・高度化、複数の取引主体が絡む取引の複雑化、M&Aや事業提携などによるグループ構造の多様化・複雑化に対応しきれていないのではないかとの問題がある。同様の問題意識から、2012年8月に公表されたIMFが実施した我が国の金融部門評価プログラム（FSAP：Financial Sector Assessment Program）のレポートにおいて、我が国の大口信用供与等規制はMNC（Materially noncompliant：著しい程度で不遵守）と評価されている」点を挙げた。

WG報告における大口信用供与等規制の見直し案は、2013年銀行法等改正、そして今回の銀行法施行令・銀行法施行規則等改正にて概ね踏襲されている。

¹ 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/26/20141017-2.html>)
(同サイトに「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」も掲載)

² 官報ウェブサイト参照 (<http://kanpou.npb.go.jp/20141022/20141022g00233/20141022g002330000f.html>)

³ 2013年銀行法等改正の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「銀行等の大口信用供与等規制の見直し（案）」（鈴木利光）[2013年5月31日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130531_007252.html)

⁴ 本稿では、銀行・銀行持株会社、信用金庫・信用金庫連合会、労働金庫・労働金庫連合会、及び信用協同組合・信用協同組合連合会に係る大口信用供与等規制についての説明に限定する。

⁵ 金融庁ウェブサイト参照 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20130128-1.html)

そこで、本稿を第2回とする計3回に分けて、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正の内容を紹介する。計3回のテーマは、次のとおりである。

【各回テーマ】

- 第1回：見直しの概要⁶
- 第2回：「信用供与等」の範囲と額
- 第3回：受信側グループの合算範囲

2. 信用供与等の範囲

(1) 大枠

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正では、大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の範囲を、次のように拡大している（下線部が実質的な変更箇所）。

【「信用供与等」の範囲】

- 貸出金（貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの）
 - コールローン勘定
 - 買現先勘定
 - 貸出金勘定
- 債務の保証（次に掲げるもの）
 - 貸借対照表の支払承諾見返勘定^(※1)に計上されるもの
 - オフバランス取引のうち、信用供与に直接的に代替する偶発債務（一般的な債務の保証に限る。）^(※2)に該当するもの^(※3)
- 出資（次に掲げるもの）^(※4)
 - 貸借対照表の有価証券勘定に株式として計上されるもの
 - 貸借対照表の有価証券勘定にその他の証券として計上されるもの（外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの（以下、「外国法人の発行する株式等」）に限る。）
 - 貸借対照表のその他資産勘定に出資として計上されるもの^(※5)
- 預け金（貸借対照表の現金預け金勘定のうち預け金勘定に計上されるもの）

⁶ 第1回の内容については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「大口信用供与等規制の細則の見直し①」（鈴木利光）[2014年11月20日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141120_009160.html

- 債券貸借取引支払保証金（貸借対照表の債券貸借取引支払保証金勘定に計上されるもの）
- 買入手形（貸借対照表の買入手形勘定に計上されるもの）
- 買入金銭債権（貸借対照表の買入金銭債権勘定に計上されるもの）
- 商品有価証券（貸借対照表の商品有価証券勘定に計上されるもの） ^(※6)
- 特定取引資産（貸借対照表の特定取引勘定に計上されるもの） ^(※7)
- 金銭の信託（貸借対照表の金銭の信託勘定に計上されるもの）
- 貸借対照表の有価証券勘定に次に掲げる勘定として計上されるもの
 - 短期社債
 - 社債
 - その他の証券（外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。）
- 再預託金（貸借対照表の再預託金勘定に計上されるもの） ^(※8)
- 外国為替（貸借対照表の外国為替勘定に計上されるもの）
- 貸借対照表のその他資産勘定に次に掲げる勘定として計上されるもの
 - 先物取引差入証拠金
 - 先物取引差金
 - 金融商品等差入担保金
 - リース投資資産 ^(※9)
- オフバランス取引のうち、次に掲げるもの
 - コミットメント ^{(※2) (※10)}
 - 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務 ^(※2)
 - 特定の取引に係る偶発債務（契約履行保証、入札保証、品質保証等） ^(※2)
 - NIF（Note Issuance Facilities）又はRUF（Revolving Underwriting Facilities） ^{(※2) (※11)}
 - 信用供与に直接的に代替する偶発債務（一般的な債務の保証を除く、手形の引受け及び元本補てん信託契約等に限る。） ^(※2)
 - 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 ^(※2)
 - 買戻条件付又は求償権付の資産売却 ^{(※12) (※13)}
 - 先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入 ^{(※12) (※14)}

- 先渡、スワップ、オプションその他のデリバティブ取引 ^(※15)
- オフバランス取引に該当する証券化エクスポージャー（適格流動性補完等） ^(※16)

- (※1) 信用金庫・信用金庫連合会、労働金庫・労働金庫連合会、及び信用協同組合・信用協同組合連合会においては、「債務保証見返勘定」がこれに該当する。
- (※2) 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下、「自己資本比率告示」）78条1項等参照
- (※3) 取引対象資産が貸借対照表に計上されるものを除く。
- (※4) 銀行持株会社が「同一人」に対して行う出資については、「信用供与等」の範囲から除外されている点に留意されたい（銀行法施行規則34条の15第3項参照）。
- (※5) 信用金庫・信用金庫連合会、労働金庫・労働金庫連合会、及び信用協同組合・信用協同組合連合会に固有の項目。
- (※6) 特定取引勘定を設置しない銀行・銀行持株会社、特定取引勘定を設置しない信用金庫連合会、及び信用金庫、労働金庫・労働金庫連合会及び信用協同組合・信用協同組合連合会に固有の項目。
- (※7) 特定取引勘定を設置している銀行・銀行持株会社、及び特定取引勘定を設置している信用金庫連合会に固有の項目。
- (※8) 信用金庫連合会及び信用協同組合連合会に固有の項目。
- (※9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引で貸手側に生じる資産をいう。
- (※10) コミットメントは、自己資本比率告示上、次の3種類に分類されている。
- a. 任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント（NIF又はRUF（(※11)参照）に該当するものを除く。）又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント
 - b. 原契約期間が一年以下のコミットメント（aに該当するコミットメントを除く。）
 - c. 原契約期間が一年超であるコミットメント（aに該当するコミットメントを除く。）
- (※11) 「NIF又はRUFとは、一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合、標準的手法採用行が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引をいう」（自己資本比率告示78条1項等）。
- (※12) 自己資本比率告示78条2項等参照
- (※13) 当該資産の貸借対照表への計上が継続される場合を除く。
- (※14) 当該取引時点において取引対象資産が貸借対照表に計上される場合を除く。
- (※15) 自己資本比率告示79条等参照
- (※16) 自己資本比率告示250条1項等参照
- (出所) 改正後の銀行法施行規則14条等より大和総研金融調査部制度調査課作成

「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」では、以下のような見解が示されている（カッコ内はコメント番号）。

- ▶ 信用供与等の範囲について、ジャパンオフショアマーケットに分類される取引であっても、「改正銀行法施行規則第十四条各項に規定するものについては、信用の供与等として取り扱うこととなります。なお、対象通貨は円に限りません。」(No. 30 (p. 7))としている。
- ▶ クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）のプロテクション売りによる参照債権に対する信用エクスポージャーは、オフバランス取引として規制対象になり、自己資本比率告示の規定に従って与信相当額を算出し、信用供与等として取り扱うこととしている（No. 31 (p. 7) 参照）。
- ▶ ファンド、信託、SPC等への投資における信用供与等の先の特定について、「いわゆる『ルックスルー』については、今後、実務面での対応等を考慮しつつ、導入についての検討を継続する予定としており、今回の改正案では、特段の規定を設けておりません。したがって、本規制上は原則として、信託・SPCについては個々の信託・SPCごとに対する、ファンドについては直接信用の供与等を行っているファンドに対する信用の供与等として取り

扱うこととなると考えられますが、本規制の潜脱となるスキームとなっていないかに留意が必要なほか、与信管理上、適切に管理を行う必要があるものと考えられます。なお、同一 SPC による裏付け資産が同一の異なるトランシェ等の合算は必要と考えられます」(No. 72～92 (p. 18～22))。

- ▶ 「いわゆる『ルックスルー』を行わないことから、投資信託等の保有額から、信用の供与等の額から控除して計算することが可能な債券等の額を除外することはできません。」(No. 9 (p. 34)) としている。したがって、「ファンドに含まれる国債、地方債の取扱いは、ファンドの残高から除外できない」(No. 9 (p. 38)) ということになる。
- ▶ 貸出参加契約（ローン・パーティシペーション）や指名債権譲渡における信用供与等の先の特定について、「本規制上、ローン・パーティシペーションについては、日本公認会計士協会の「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(会計制度委員会報告第3号：平成7年6月1日公表)に基づき、原債権にかかる信用リスク等が参加割合についてすべて参加者に移転することとなる場合、参加者は、当該参加割合については原債務者に対する信用供与等として取り扱うこととなり、原債権者は原債務者に対する信用供与等として取り扱う必要はないものと考えられます。なお、指名債権譲渡については、債権譲受人において債務者に対する信用の供与等として取り扱うことになると考えられます」(No. 107 (p. 24))。
- ▶ ファクタリングが買入金銭債権勘定に計上される場合の信用供与等の先の特定について、「ファクタリングについては、内容に応じて計上される勘定が異なるものと考えられますが、買入金銭債権勘定に計上される場合には、主たる債務者に対する信用の供与等として取り扱うことになるものと考えられます。ただし、債権の譲渡人に遡求できる場合であって実質的に債権の譲渡人に対する信用の供与等と見られるときは、債権の譲渡人に対する信用の供与等として認識する必要があります」(No. 111 (p. 25～26))。

(2) 適用除外

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、次のように、本来的に大口信用供与等の適用対象から除外されている「信用供与等」の範囲を明確化している（下線部が実質的な変更箇所）。

【本来的に適用対象から除外されている「信用供与等」】

- 一. 国に対する信用供与等（例：国債）
- 二. 地方公共団体に対する信用供与等（例：地方債）
- 三. 政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用供与等（例：政府保証債）
- 四. 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人に対する信用供与等^(※1)

- 五. 特別の法律により設立された法人^(※2)で国、四に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人に対する信用供与等^(※1)
- 六. 日本銀行に対する信用供与等
- 七. 外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。）のうち次に掲げる者に対する信用供与等
- イ リスク・ウェイトが0パーセントの外国政府及び外国の中央銀行^(※3)
- ロ 国際決済銀行（BIS）、国際通貨基金（IMF）、欧州中央銀行（ECB）及び欧州共同体^(※4)
- ハ 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行^(※5)
- 八. 信用供与等を行う銀行又はその子会社等^(※6)と実質的に同一と認められる者に対する信用供与等その他の政令で定める信用供与等^(※7)

(※1) 三に該当するものを除く。

(※2) 四に掲げる法人に該当する法人を除く。

(※3) 自己資本比率告示 56 条 1 項等参照

(※4) 自己資本比率告示 57 条参照

(※5) 自己資本比率告示 60 条 2 項等参照

(※6) 「子会社等」の内容については、p. 12 を参照されたい。

(※7) 銀行法施行令・銀行法施行規則等改正には、ここでいう「その他の政令で定める信用供与等」は定められていない。

(出所) 改正後の銀行法施行令 4 条 13 項等より大和総研金融調査部制度調査課作成

「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」では、前記五に関して、以下のような見解が示されている（カッコ内はコメント番号）。

- 「高速道路株式会社の発行する債券の取扱いについて高速道路株式会社の発行する債券は、会社法に基づく社債であるものの、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条に従って道路会社債の債務を道路機構が継承するため、最終的には独立行政法人の債券になる特性があります。こうした特徴を持つ道路会社債について発行時は大口信用供与等規制の対象となり、道路機構へ債務が引き渡された場合に大口信用供与等規制の対象外となる認識が良いのでしょうか。」というコメントに対して、「貴見のとおりと考えられます」と回答している (No. 113 (p. 26))。

(3) 経過措置による適用除外

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正では、経過措置として、次の「信用供与等」が、「当分の間」⁷、大口信用供与等規制の適用対象から除外されている。

【経過措置で「当分の間」適用対象から除外されている「信用供与等」】

- 貸借対照表のコールローン勘定に計上される貸出金
- 清算機関^(※1)に対する、「貸出金」及び「出資」以外の信用供与等^(※2)であって、当該清算機関が行う業務に係るもの及び金融庁長官が定めるもの
- 商工債

(※1) 銀行に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引清算機関（金融商品取引法 2 条 29 項参照）、商品取引清算機関（商品先物取引法 2 条 18 項参照）又はこれらに準ずる外国の機関（当該機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者）をいう。

(※2) p. 3 参照

(出所) 改正後の銀行法施行規則等の附則より大和総研金融調査部制度調査課作成

(4) 大口信用供与等規制の対象となる資産の概観（オンバランス取引）

前記 (1) から (3) を総合的に勘案し、銀行等の貸借対照表の資産の部のうち、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正により大口信用供与等規制の対象となる資産（オンバランス取引）を概観すると、図表 1 のようになる。

⁷ 「当分の間」は、2019 年までの間が想定されている（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 118（p. 27）参照）。

図表 1 大口信用供与等規制の対象となる資産の概観（オンバランス取引）

| | |
|-----------------------------|--|
| (資産の部) | |
| 現金預け金 (※1) (※2) | |
| コールローン (※3) | |
| 買現先勘定 (※2) | |
| 債券貸借取引支払保証金 (※2) | |
| 買入手形 (※2) | |
| 買入金銭債権 (※2) | |
| 特定取引（トレーディング取引）資産 (※2) (※4) | |
| 商品有価証券 (※2) | |
| 商品有価証券派生商品 (※2) | |
| 特定取引有価証券 (※2) | |
| 特定取引有価証券派生商品 (※2) | |
| 特定金融派生商品 (※2) | |
| その他の特定取引資産 (※2) | |
| 金銭の信託 (※2) | |
| 有価証券 | |
| 国債 | |
| 地方債 | |
| 短期社債 (※2) | |
| 社債 (※2) (※5) | |
| 株式 | |
| その他の証券 (※6) | |
| 貸出金 | |
| 割引手形 | |
| 手形貸付 | |
| 証書貸付 | |
| 当座貸越 | |
| 外国為替 (※2) | |
| その他資産 | |
| 未決済為替貸 | |
| 前払費用 | |
| 未収収益 | |
| 先物取引差入証拠金 (※2) | |
| 先物取引差金 (※2) | |
| 保管有価証券等 | |
| 金融派生商品 (※7) | |
| 社債発行費 | |
| リース投資資産 (※2) | |
| その他の資産 (※2) (※8) | |
| 有形固定資産 | |
| 無形固定資産 | |
| 繰延税金資産 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | |
| 支払承諾見返 (※2) | |
| 貸倒引当金 (▲) | |

(注) 色つき部分が対象（色の薄い項目は、一部のもののみが該当）（下線部が実質的な変更箇所）。

- (※1) 預け金勘定のみが対象。
 - (※2) 清算機関に対する信用供与等であって、当該清算機関が行う清算業務に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、経過措置により適用対象から除外。
 - (※3) 経過措置により適用対象から除外。
 - (※4) 特定取引勘定を設置している銀行・銀行持株会社、及び特定取引勘定を設置している信用金庫連合会の場合。
 - (※5) 社債のうち商工債については、経過措置により適用対象から除外。
 - (※6) 清算機関に対する信用供与等であって、当該清算機関が行う清算業務に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、経過措置により適用対象から除外（外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。）。
 - (※7) その他資産勘定に金融派生商品として計上しているデリバティブ取引については、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正では、当該取引は（債務の保証以外の）オフバランス取引（p. 4 参照）に該当するものと考えられる。
 - (※8) 金融商品等差入担保金に該当するもののみが対象。
- (出所) WG 第 2 回「事務局説明資料」及び銀行法施行令・銀行法施行規則等改正より大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 信用供与等の額

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正では、大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の額は、オンバランス取引の場合、「信用供与等」として貸借対照表に計上される額の合計額（前記 2. 参照）を算出する。

そして、オフバランス取引（前記 2. 参照）の場合、大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額⁸（ただし、「任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント（中略）又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能なコミットメント」（自己資本比率告示 78 条 1 項一号等）に係る「信用供与等」の額については、自己資本比率告示の定め（掛目 0%）にかかわらず、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額。）に 10%の掛目を乗じて得た額とされている。）⁹の合計額を算出する。

最後に、これらの合計額から、次に掲げる控除額の合計額を控除することにより¹⁰、同一人に対する「信用供与等」の額を算出する（下線部が実質的な変更箇所）。

【信用供与等の額 =

「信用供与等」（銀行その他の金融庁長官が定める者^(※1)に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）として貸借対照表に計上（オンバランス取引の場合）又は算出（オフバランス取引の場合）される額の合計額 - 次に掲げる控除額の合計額】

⁸ CVA 相当分は含まれない（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 49（p. 13）参照）。

⁹ 当該「信用供与等」が、「信用供与等」として貸借対照表の勘定に計上される場合（p. 3 参照）、当該「信用供与等」の額を除く。

¹⁰ 捕捉や集計が困難な項目については控除しないことも許容される（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 70（p. 18）参照）。

【控除額】

- 貸出金に係る次に掲げる額の合計額
 - 銀行等に対する預金等（預金又は定期積金）に係る債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
 - 国債又は地方債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額^(注)
 - 輸出代金保険^(※2)の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
 - 海外事業資金貸付保険^(※3)の付された貸出金の額のうち当該保険金額^(※4)
 - 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金^(※5)の決済に係る本邦通貨による貸付金^(※6)の額
 - 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であって株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額
- 債務の保証に係る次に掲げる額の合計額^(※7)
 - 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してなされる債務の保証の額
 - 銀行その他の金融機関が支払人となっている手形の引受け又は裏書きの額
 - 国税又は地方税の徴収猶予又は延納の担保等についてする保証の額
 - 輸入取引に伴ってされる保証又は手形の引受けの額
 - 海外事業資金貸付保険^(※3)の付されている保証の額のうち当該保険金額^(※4)
- 出資又は買入金銭債権、金銭の信託若しくは貸借対照表の有価証券勘定に短期社債・社債・その他の証券^(※8)として計上されるものの貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表と帳簿価額との差額^(※9)
- 信用金庫連合会への出資の額^(※10)
- 労働金庫連合会への出資の額^(※11)
- 信用協同組合連合会及び株式会社商工組合中央金庫への出資の額^(※12)
- 信用金庫連合会への預け金の額^(※10)
- 労働金庫連合会への預け金の額^(※11)
- 信用協同組合連合会への預け金の額^(※12)
- 社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額^(※13)
- 全国連合会債の額^(※14)
- 預け金、債券貸借取引支払保証金、買入手形、買入金銭債権、商品有価証券^(※15)、特定取引資産^(※16)、金銭の信託、貸借対照表の有価証券勘定に短期社債・社債・その他の証券^{(※}

⑧として計上されるもの、再預託金（※17）、外国為替、貸借対照表のその他資産勘定に先物取引差入証拠金・先物取引差金・金融商品等差入担保金・リース投資資産（※18）として計上されるもの、及び債務の保証以外のオフバランス取引（※19）に係る次に掲げる額の合計額

- 銀行等に対する預金等（預金又は定期積金）に係る債権を担保とするもののうち当該担保の額
- 国債又は地方債を担保とするもののうち当該担保の額（注）
- ▶ 現金を担保とする信用供与等のうち当該担保の額
- ▶ 次に掲げる法人が債務の保証を行う信用供与等のうち当該債務の保証の額（※7）、及び次に掲げる法人が発行する債券を担保とする信用供与等のうち当該担保の額
 - 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人
 - 特別の法人により設立された法人（※20）で国、当該法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人
- ▶ 外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。）のうち次に掲げる者が債務の保証を行う信用供与等のうち当該債務の保証の額（※7）、及び外国政府等のうち次に掲げる者が発行する債券を担保とする信用供与等のうち当該担保の額
 - リスク・ウェイトが0パーセントの外国政府及び外国の中央銀行（※21）
 - 国際決済銀行（BIS）、国際通貨基金（IMF）、欧州中央銀行（ECB）及び欧州共同体（※22）
 - 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行（※23）
- ▶ デリバティブ取引の負の再構築コスト（評価損発生時に提供する担保の額）（※24）
- ▶ 自己資本比率告示の算式において調整項目の額とされる額
- ▶ 次に掲げる条件の全てを満たす受信者の自行預金の額
 - 当該受信者の信用供与等に該当する取引（以下、「対象取引」）に係る債権と相殺契約下にあること。
 - 受信者自身の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該取引に関連する国において対象取引に係る債権との相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。
 - 相殺契約下にある対象取引に係る債権とともにいずれの時点においても特定すること

ができること。

- 継続されないリスクが、監視及び管理されていること。
- 対象取引に係る債権と相殺後の額が、監視及び管理されていること。

- (注) 時価評価された額(「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 58～64 (p. 15～16) 参照)。
- (※1) 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫・信用金庫連合会、信用協同組合・信用協同組合連合会、労働金庫・労働金庫連合会、農業協同組合・農業協同組合連合会、漁業協同組合・漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合・水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、保険会社、証券金融会社(外国の法令に準拠して外国において同業務を行う者を含む。)、第一種金融商品取引業(金融商品取引法 28 条 1 項)を行う者(外国の法令に準拠して外国において同業務を行う者を含む。)、第二種金融商品取引業(金融商品取引法 28 条 2 項)を行う者(外国の法令に準拠して外国において同業務を行う者を含む。)、投資助言・代理業(金融商品取引法 28 条 3 項)を行う者(外国の法令に準拠して外国において同業務を行う者を含む。)、投資運用業(金融商品取引法 28 条 4 項)を行う者(外国の法令に準拠して外国において同業務を行う者を含む。)、短資業者、外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者、外国の法令に準拠して外国において保険業を行う者、及び外国の法令に準拠して外国においてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者をいう。
- (※2) 貿易保険法 30 条 2 項参照
- (※3) 貿易保険法 54 条 2 項参照
- (※4) 銀行・銀行持株会社、信用金庫・信用金庫連合会及び信用協同組合・信用協同組合連合会に固有の項目。
- (※5) 当該貨物に係る運賃又は保険料を含む。
- (※6) 当該貨物に係る船積書類到着後 6 ヶ月以内に返済期限が到来するものに限る。
- (※7) 「地方公共団体が保証する債務については控除の対象となっております」(「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 71 (p. 18))
- (※8) 外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。
- (※9) 例示すると、株式やその他の有価証券については、貸借対照表計上額(「その他有価証券」の場合は時価)が信用供与等の額になる。これは、貸借対照表計上額が帳簿価額を下回っている場合であっても同様である。ただし、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回っている場合には、その差額を控除した額が、信用供与等の額になる(「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 54 (p. 14) 参照)。
- (※10) 信用金庫に固有の項目。
- (※11) 労働金庫に固有の項目。
- (※12) 信用協同組合に固有の項目。
- (※13) 株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。
- (※14) 信用金庫に固有の項目。
- (※15) 特定取引勘定を設置しない銀行・銀行持株会社、特定取引勘定を設置しない信用金庫連合会、信用金庫、労働金庫・労働金庫連合会及び信用協同組合・信用協同組合連合会に固有の項目。
- (※16) 特定取引勘定を設置している銀行・銀行持株会社、及び特定取引勘定を設置している信用金庫連合会に固有の項目。
- (※17) 信用金庫連合会及び信用協同組合連合会に固有の項目。
- (※18) 所有権移転外ファイナンス・リース取引で貸手側に生じる資産をいう。
- (※19) p. 4 参照
- (※20) 「法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人」に該当する法人を除く。
- (※21) 自己資本比率告示 56 条 1 項等参照
- (※22) 自己資本比率告示 57 条参照
- (※23) 自己資本比率告示 60 条 2 項等参照
- (※24) 具体的には、貸借対照表のその他資産勘定に先物取引差入証拠金及び金融商品等差入担保金として計上されるもの(p. 4 参照)、並びに現金又は有価証券による担保の提供(自己資本比率告示 78 条 1 項等参照)に係る信用供与等の額のうち、当該信用供与等を行う原因となったデリバティブ取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額(ゼロを下回る場合に限る。)をゼロから差し引いた額をいう。
- (出所) 改正後の銀行法施行規則 14 条の 2 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

銀行等が子会社その他の当該銀行等と「特殊の関係のある者」¹¹(以下、「子会社等」)を有す

¹¹ 銀行等と「特殊の関係のある者」の内容については、別途公表する大和総研レポート「大口信用供与等規制

る場合の「信用供与等」の額を算出するにあたっては、(前記 (p. 10~11 参照) に掲げる控除額の合計額のみならず、) 当該子会社等のする資金の貸付けの額のうち当該銀行等又は他の子会社等が保証している額もまた、「信用供与等」として貸借対照表に計上 (オンバランス取引の場合) 又は算出 (オフバランス取引の場合) される額の合計額 (前記 2. 参照) からの控除対象となる¹²。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正では、銀行持株会社 (又はその子会社等) の「信用供与等」の額を算出するにあたっては、(前記 (p. 10~11 参照) に掲げる控除額の合計額のみならず、) 劣後特約付金銭消費貸借¹³による貸付けの額及び劣後特約付社債¹⁴の引受けの額もまた、新たに「信用供与等」として貸借対照表に計上 (オンバランス取引の場合) 又は算出 (オフバランス取引の場合) される額の合計額 (前記 2. 参照) からの控除対象とされている¹⁵。

「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」では、以下のような見解が示されている (カッコ内はコメント番号)。

- ▶ レポ取引等の取扱いについて、「債券貸借取引等において、有価証券を差し入れる行為は信用の供与等として取り扱うものと考えられます。この場合、有価証券と引き換えに受け入れる現金が新告示第七条に該当する場合には、その額を当該信用の供与等の額から控除することが可能です。同様に、買現先取引等において、現金と引き換えに受け入れる国債等が改正銀行法施行規則第十四条の二第一項第五号及び新告示第七条に該当する場合には、その額を控除することが可能です」(No. 58~64 (p. 15~16))。
- ▶ デリバティブ取引等の CSA 契約で授受する担保の取扱いについて、「リーガルオピニオンを取得しているか否かにかかわらず、CSA 契約において受け入れる担保等が改正銀行法施行規則第十四条の二第一項各号に該当する場合は、信用の供与等の額から控除が可能です。なお、CSA 契約における担保差入については、改正銀行法第十三条第一項に規定する信用の供与等に該当する限り、信用の供与等として取り扱うものと考えられます」(No. 65~66 (p. 17))。

4. 施行スケジュール

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2014年12月1日から施行される。

ただし、この「2014年12月1日」という施行スケジュールには経過措置が設けられている。

具体的には、2013年銀行法等改正のうち潜脱防止部分以外の部分、及び銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、施行の際、現に同一人に対する信用供与等の限度額を超えている銀行等の当該同一人に対する信用供与等については、当該銀行等が施行日 (2014年12月1日) から起

の細則の見直し③」を参照されたい。

¹² 銀行法13条2項、銀行法施行規則14条の5等参照

¹³ 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」2条6項参照

¹⁴ 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」2条5項参照

¹⁵ 改正後の銀行法施行規則34条の15第3項等参照

算して3ヶ月を経過する日(2015年2月28日)までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、施行日(2014年12月1日)から起算して1年を経過する日(2015年11月30日)までの間は、適用されない。

この場合において、当該銀行等が、当該同一人に対して同日(2015年11月30日)後も引き続き信用供与等の限度額を超えて当該信用供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日(2015年11月30日)までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日(2015年11月30日)の翌日(2015年12月1日)においてやむを得ない理由による適用除外の承認¹⁶を受けたものとみなす。

さらに、経過措置として、コールローン、清算機関に対する信用供与等(「貸出金」及び「出資」を除く)のうち当該清算機関が行う清算業務に係るもの、そして商工債については、当分の間¹⁷、大口信用供与等規制の適用対象から除外されている(p.8参照)。

以上

¹⁶ やむを得ない理由による適用除外の承認の内容については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「大口信用供与等規制の細則の見直し①」(鈴木利光) [2014年11月20日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141120_009160.html)

¹⁷ 「当分の間」は、2019年までの間が想定されている(「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No.118 (p.27) 参照)。